

# 大麻は違法薬物です



馬路駐在所  
水鳥の道  
みずどり  
の  
みち  
ち

馬路駐在所  
三二広  
紙

令和3年

6月号

亀岡警察署

TEL24-0110

馬路駐在所

TEL24-1365

## ◆ 大麻の人体への影響

### ＜精神に及ぼす作用＞

気分が快活、陽気、饒舌、踊ったり歌いたくなる、触覚、聴覚、味覚、視覚が過敏になる  
大麻精神病の発症～思考が分裂、過去・現在・未来の観念の混乱が生じ感情が不安定になる

### ＜身体に及ぼす作用＞

酩酊感、四肢の麻痺、嘔吐、目の充血、喉の乾き、呼吸数減少、脈拍数の増加



## ◆ 大麻の恐ろしさ

### 『依存症』

大麻はドーパミン放出による強い快感を使用者にもたらします。

特に、人間の記憶は、強化されると決して忘れられることのない記憶として定着されてしまいますので、使用者はその快感を求めて再び大麻に手を出してしまう傾向にあります。

大麻は自分で止めようと思ったときに止められず、そのとき初めて自分が依存症であることに気づくのです。

### 『脳をむしばむ』

大麻は、脳をむしばみ、正常な成長を妨げ、脳に悪い影響を与えていきます。

大麻の主要成分の一つであるTHC（テトラヒドロカンナビノール）が脳内に作用すると、幻覚や妄想などの精神異常が起こったり、記憶障害や学習能力や運動能力の低下、意欲喪失や無関心などの人格の変化を引き起こします。

特に脳の成長期にある若年層の乱用は、高いリスクがあります。



薬物相談は最寄りの警察署 若しくは

違法薬物110番  
075(451)7957

# 不法就労防止にご協力ください！

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。外国人を雇用する際は、在留カードで就労することができるか確認しましょう。



## ◆ 不法就労とは？

次の三つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例) 密入国した人や在留期限の切れた人が働く  
退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例) 観光等の短期滞在目的で入国した人が働く  
留学生在が許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例) 語学学校の先生として働くことを認められた人が  
工場で作業員として働く



**外国人を雇用する際には在留カードを確認してください！**

